

## 広島県告示第五百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾中田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年七月二十九日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和四年七月十四日

中田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾中田港放置等禁止区域

#### 1 高田港地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点六を基点一から南側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市能美町の国土地理院三等三角点「扇ヶ峯」（北緯三四度一四一分一八秒〇五二一、東経一三二度二五分〇九秒四八二三、標高四二二・五七メートル）

基点一 基準点から八三度三九分一七秒の方向一、二七三・七三メートルの点

基点二 基点一から七〇度五四分一五秒の方向四八・〇七メートルの点

基点三 基点二から一三五度二五分三三秒の方向五〇八・五四メートルの点

基点四 基点三から一五八度四六分五五秒の方向四四二・九四メートルの点

基点五 基点四から一八九度二三分〇九秒の方向五三・一七メートルの点

基点六 基点五から二五一度四六分三四秒の方向一一・一二メートルの点

#### 2 中町港地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点九を基点一から南側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市能美町の国土地理院四等三角点「高下」（北緯三四度一三分四〇秒二八三八、東経一三二度二六分〇二秒七三七四、標高五七・七三メートル）

基点一 基準点から四九度二〇分四一秒の方向四四九・三〇メートルの点

基点二 基点一から八一度一分一二秒の方向一〇〇・三〇メートルの点

基点三 基点二から一二八度五二分〇二秒の方向一〇一・七一メートルの点

基点四 基点三から一九六度三八分一九秒の方向九四・九一メートルの点

基点五 基点四から一六二度〇四分三六秒の方向一一六・五五メートルの点

基点六 基点五から一五一度〇九分二一秒の方向三三三・四二メートルの点

基点七 基点六から九〇度一九分三二秒の方向一二八・八九メートルの点

基点八 基点七から一二八度三四分二八秒の方向一二六・六一メートルの点

基点九 基点八から六四度〇九分三三秒の方向五八一・〇三メートルの点

二 地方港湾中田港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物